

報 道 資 料

平成 25 年 3 月 11 日
総 務 部 総 務 課
県政情報係 新谷、石田
直通 0742-27-8348
庁内内線 2349、2388

奈良県情報公開審査会の第 150 号答申について

行政文書の一部開示決定に対する審査請求についての諮問第 172 号事案に関して、下記のとおり、奈良県情報公開審査会から奈良県公安委員会に対して答申されましたのでお知らせします。

記

1 答申の概要

- ◎ 答 申：平成 25 年 3 月 7 日
- ◎ 諮問実施機関：奈良県公安委員会
- ◎ 実施機関：警察本部 警務部 警務課
- ◎ 対象行政文書：「公務災害被災職員へのサポーターの設置」に係る提案に対する審議結果の通知について（伺）
- ◎ 諮問に係る処分と理由
 - 決 定：一部開示決定
 - 不開示部分：ア 決裁欄の係長の印影
イ 提案審議結果通知書の宛名及び理由欄の一部
 - 不開示理由：ア 上記不開示部分の
ア 条例第 7 条第 2 号に該当
特定の個人を識別することができるものであり、警部補以下の階級にある警察官及びそれに相当する職員の氏名は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されていないため
イ 上記不開示部分の
（ア）条例第 7 条第 2 号に該当
個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため
（イ）条例第 7 条第 6 号に該当
提案内容等に関する情報であって、公にすることにより、提案がその趣旨とは異なることに利用されることなどに対する危惧が職員の中に生まれるなど、今後、職員から率直な提案を募集する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため
- ◎ 審査会の結論：実施機関は、不開示とした情報のうち、審査請求人が開示すべきとする部分を開示すべきである。
- ◎ 判断理由：

1 本件行政文書について

本件行政文書は、奈良県警察提案制度実施規程（平成 8 年 1 月奈良県警察本部訓令第 2 号。以下「実施規程」という。）第 3 条に基づく職員からの提案に対し、奈良県警察総合改善委員会（以下「総合改善委員会」という。）が提案事項の審議結果及び採否の理由を提案者に通知するに当たっての起案に係る起案用紙及び提案審議結果通知書案である。

2 条例第 7 条第 2 号該当性について

条例第 7 条第 2 号本文は、「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を原則として不開示情報とする旨規定している。

同号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号の不開示情報から除外することとしている。

諮問実施機関は、提案審議結果通知書のうち理由欄の一部について、条例第 7 条第 2 号に該当するとしているので、以下検討する。

当審査会が、本件行政文書のうち提案審議結果通知書を見分したところ、当該通知書の宛名（提案者の氏名）、提案に対する採否の別、採否の理由等が記載されており、このうち本件決定において、宛名及び理由欄の一部が不開示とされている。

審査請求人が開示を求めているのは当該通知書のうち理由欄の一部であり、宛名については審査請求の

対象にはなっていない。しかし、当該通知書は、提案者に対して通知する文書であることから、全体として、当該提案者に係る条例第7条第2号本文前段の個人に関する情報に該当するため、宛名についても併せて検討する。

諮問実施機関の説明によると、提案者の氏名は、提案者の同意があれば警察本部内において公表されることが実施規程に規定されているが、一般に公にされることが予定されているわけではないことから、提案者である警察職員の階級等に関わりなく当該通知書の宛名を不開示としたとのことである。

ところで、実施規程第2条第1項は、提案制度について、「職員は、常に参加意識を持って積極的に提案を行い、業務運営、職務環境等の改善及び向上に努めなければならない。」と規定している。このことから、提案制度における提案は、職員の自発的な意思に基づいて行われるものであるものの、その目的は警察業務の改善等であることから、警察職員としての職務の遂行として行われるものであると認められる。

県の職員の職務遂行に係る情報に含まれる氏名については、その性格上、公益性が強く、行政として県民の要望に応じて公にすることが予定されている情報と考えられるため、知事部局等の職員の氏名については、奈良県職員録に掲載され、一般に頒布されている。さらに、人事異動の際には報道発表もされていることから、慣行として公にされているとして、当該職員の私生活等に影響を及ぼすおそれがある場合を除き、条例第7条第2号ただし書アに該当すると、原則として開示されている。

しかし、諮問実施機関及び実施機関の職員のうち、警部補以下の階級にある警察官及びそれに相当する職員の氏名については、諮問実施機関の説明にあるように、犯罪捜査等に係る現場での活動が相当程度に予定されている職務の性質上、氏名が公にされると、職員の私生活に影響を及ぼすおそれがあるため、奈良県職員録にも掲載しておらず、人事異動の際にも報道発表がなされていないことが認められる。このことから、警察職員のうち、警部補以下の階級にある警察官及びそれに相当する職員の氏名は、慣行として公にされているとは認められないため、同号ただし書アに該当せず、また、同号ただし書イ及びウのいずれにも該当しないことは明らかである。

そこで、諮問実施機関に確認したところ、当該通知書の名宛人である提案者は、警部補以下の階級にある警察官又はそれに相当する職員に該当するとのことであり、当該通知書の宛名を不開示としたことは、結論において妥当である。

次に、提案審議結果通知書のうち理由欄の一部については、提案に対する採否の理由が記載されているが、提案者その他の特定の個人が識別される情報は記載されておらず、同号本文前段には該当しない。また、諮問実施機関は、個人識別性のある部分を除いたとしても、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあると主張しているのであるが、当審査会が当該理由欄の一部を見分したところ、提案者その他の個人の人格と密接に関連した記述等は認められず、同号本文後段にも該当しない。

したがって、当該通知書のうち理由欄の一部は、条例第7条第2号に該当しない。

3 条例第7条第6号該当性について

条例第7条第6号は、「県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて」（前段）、「公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」（後段）を不開示情報とする旨規定している。

諮問実施機関は、提案審議結果通知書のうち理由欄の一部については、条例第7条第6号に該当しているとしているので、以下検討する。

諮問実施機関は、個々の提案が公にされることが前提となると、職員が提案することをちゅうちょし、提案制度の運用に支障を来すと主張している。

しかし、当審査会が当該理由欄の一部を見分したところ、提案に対する採否について総合改善委員会が判断した理由が記載されており、その記述から当該提案の概要が分かるが、詳細な内容までが明らかになるわけではなく、また、提案者が周囲から非難を受けるような記述等は認められない。さらに、3で述べたとおり、提案制度における提案が、実施規程に基づき職務の遂行として行われるものであることを考慮すると、当該理由欄の一部が公にされることが前提となることにより、職員が提案することをちゅうちょし、提案制度の運用に支障を来すとまでは認められない。

したがって、当該通知書のうち理由欄の一部は、条例第7条第6号に該当しない。

2 事案の経緯

① 開示請求	平成23年10月11日		
② 決定	平成23年10月17日	付けで一部開示決定	
③ 審査請求	平成23年11月4日		
④ 諮問	平成23年11月10日		
⑤ 経過	平成24年10月17日	第157回審査会	審議
	平成24年11月15日	第158回審査会	審議
	平成24年12月14日	第159回審査会	審議
	平成25年1月22日	第160回審査会	審議
	平成25年2月21日	第161回審査会	審議